【政策課題への対応:税制改正…所得税・住民税への定額減税】

2024年 6月~

ここだけは 押さえておきたい! 6月以降の給与計算・年末調整に影響します。

## 所得税・住民税の

# 定題源税のボイント



### 制度概要と給与計算実務への影響と対策

令和6年税制改正大綱にて決定され、6月1日以後の給与計算より「定額減税」の制度が始まっております。

これは、源泉徴収される所得税額より定額の所得税の特別控除を受けられる制度です。特徴として給与受給者本人だけでなく、同一世帯の配偶者及び扶養親族の分も対象となる他、源泉徴収税額から控除しきれる場合としきれない場合といった各人によって処理や管理が異なってきます。そのため、国税庁でも事業者に対して各人ごとの控除の状況に対して管理簿を作成することを求めております。これによって給与計算業務および年末調整業務が一層複雑なものとなります。

そこで、本セミナーでは「定額減税」の概要及び仕組みを理解し、各人のケースごとの事例を踏まえて、給与計算業務を滞りなくすすめることを目的としています。更には事業者・経理担当者及び対象となる従業員にとって、具体的かつ平易な言葉や図を活用することで、給与計算業務について安心してもらう機会になることが狙いです。

#### 【講座内容】

- ●そもそもどのような制度なの?:「定額減税」の概要
- ●月々の給与計算がどのように変わるの?・月次減税事務の手順と計算方法
- ●納付書の書き方や納付方法変わる?
  - ・源泉所得税の納付書等作成及び納付業務について
- ●退職者等に渡す源泉徴収票はどうなる? ・源泉徴収票等作成について
- ●年末調整はどうなるの?:年調減税事務の手順と計算方法
- ●所得税が定額減税にて引きされなかった場合は?:各種ケース別計算方法
- ●各人ごとの管理はどうすれば良いの?:各人別控除事績簿の作成方法
- ●注意点や誤りやすいことを教えて!:「定額減税」留意点の Q&A

講師紹介

中央税務会計事務所 所長

<sup>なかじま</sup> よしまさ 中島 由雅

税理士中島由雅氏

1974 年生まれ。大学卒業後、税理士取得。 中央税務会計事務所 2 代目所長として職員数 90 名の税理士

事務所を経営。持ち前の人当りの良さを活かした経営相談を実施。 税務に関することはもちろん、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。

また、「西郷どん流リーダーシップ」を取組んでいる経営者として、2018年「NHKおはよう日本」で取り上げられる。2011年、第15回セミナーコンテスト東京大会優勝、同年に名古屋で開催されたセミナーコンテストグランプリ(全国大会)出場、4位獲得。

### 【日 時】令和6年 11 月 15 日(金) 14:00~16:00

【会場】村上商工会議所1階研修室(村上市小町 4-10)

【受講料】無料(会員・非会員 問わず) 【定 員】 30名(先着順。定員になり次第締め切ります。)

【対象者】中小・小規模事業者 【主 催】 村上商工会議所

【中 込】下記申込書に必要事項をご記入いただき、<u>11月8日(金)</u>までにFAXにてお申し込みください。

TEL: 53-4257 FAX: 53-0172

#### 1 1 / 1 5 (金) 「所得税・住民税の定額減税のポイント」セミナー受講申込書 \*切り取らずに FAX してください。

1	可上档上会議所	甲柯 行 (FAX 53−0172)		<u> </u>	剂6年	<u>月</u>	<u> </u>
	事業所名		所在地				
	TEL		FAX				
	受講者名		受講者名				